破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７８号
静岡県富士市富士町17番６―403号　コーラルハイツ富士、前住所静岡県富士市石坂579番地の140
債務者　鷹野　康教
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１７７号
静岡県富士宮市ひばりが丘268番地の１、前住所静岡県富士宮市宮町14番13号
債務者　佐野よし子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１２４号
長崎県大村市富の原２丁目561番地１　レオパレスハイドレンジャ208号、前住所長崎県大村市宮小路１丁目400番地１　プレジール７・Ａ棟
債務者　今村　慎一
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
長崎県大村市諏訪３丁目466番地１
債務者　冨永　祐一
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
長崎県大村市小路口町757番地15　竹松ハイツ104号、前住所長崎県佐世保市鹿子前町70番地41
債務者　茅島　俊介
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
長崎県大村市小路口本町440番地１　ＭＹハイツ203号、前住所長崎県大村市松原１丁目553番地
債務者　山口　大介
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
長崎県大村市玖島２丁目338番地22
債務者　加田平明美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
長崎県大村市松原２丁目69番地２
債務者　江川　信悟
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
長崎県大村市水田町1439番地
債務者　山下　英俊
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１３８５号
埼玉県川口市芝樋ノ爪２丁目12番30号　ユニオンハイツ102号
債務者　矢野　聖子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９４号
埼玉県上尾市大字今泉604番地２　マンション新井202、旧住所埼玉県上尾市大字今泉89番地２　チェリーハイツＡ―102
債務者　小久保　恵
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３１号
さいたま市見沼区大和田町１丁目975番地　エスポワールトヤマ106号
債務者　野口　正美
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
千葉県印西市滝野３丁目５番１号棟604
債務者　赤上　康晶
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２６８号
千葉県印旛郡酒々井町中央台１丁目11番８ハイツ吉田Ｂ202号、住民票上の住所宮城県仙台市若林区荒井字藤田北裏上26番地の２
債務者　千葉　　勉
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２７３号
千葉県佐倉市井野108番地28
債務者　豊田みどり
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２７８号
千葉県佐倉市鏑木町116番地２
債務者　中島　睦美
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部